

循環型農業機械購入業務仕様書

本仕様書は、循環型農業機械購入に関し農業用トラクター、バキューム車（4t）、セルフローダーの条件を定めるものである。

1. 納入機械及び台数

- (1) 農業用トラクター 1台
- (2) バキューム車（4t） 1台
- (3) セルフローダー（8t・クレーン付） 1台

2. 納入場所

南城市役所
沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

3. 納入期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4. 主要諸元

(1) 農業用トラクター

- ①定格出力 73.5kw（100PS）以上
- ②燃料 軽油
- ③車両寸法 全長 4,300 mm以内
全幅 2,000 mm以内
全高 2,800 mm以内
- ④車両総重量 4,000 kg未満
- ⑤駆動方式 四輪駆動
- ⑥タイヤ 四輪ともハイラグタイヤまたはラジアルタイヤを装備すること
- ⑦かじ取り方式 パワーステアリング
- ⑧変速装置 ノークラッチ変速または無段変速機（CVT 等）を搭載すること
- ⑨必須作業装置
 - ・ マルチャー等を動かすための PTO を装備していること
 - ・ 後部に作業機を取り付ける為の 3 点リンク機構（JIS 標準等）を装備すること
- ⑩その他
 - ・ キャビン内にエアコンを装備（ROPS 適合）
 - ・ 車両の適切な箇所に防錆処理を行うこと
 - ・ 公道を走行できるようナンバープレートの取得

- ・本仕様書に明記されていない事項であっても、機械使用に最低限必要な付属品を完備していること。

(2) バキューム車 (4 t)

- ①燃料 軽油
- ②車両寸法 全長 5,880 mm以内
全幅 2,230 mm以内
全高 2,700 mm以内
- ③車両総重量 8,000 kg未満
- ④最大積載量 4,000 kg未満
- ⑤標準装備
 - ・エアバッグ (SRS)
 - ・エアコン
 - ・ラジオ (AM/FM)
 - ・パワーステアリング
 - ・パワーウィンド
- ⑥オプション等
 - ・標準シートをビニール素材で被覆すること
 - ・ドライブレコーダーを装備すること
 - ・フロアマット
 - ・サイドバイザー
 - ・車両全体に防錆処理を行うこと

※下回り・フレーム部には重防錆塗料 (塩害ガード等) によるアンダーコートを施工すること。
- ⑦架装部仕様

架装部は、吸引・排水・清掃等が十分に行えるよう各メーカーの標準仕様とするほか、次の仕様とする。

 - ・タンク容量は3,500L以上とする
 - ・ホースリールまたはホース収納箱を装備すること
 - ・ホースは吸引φ48以上×20mを2本とし、排出φ65以上×5mを1本とする
 - ・架装部のアルミ製パネルはなし
 - ・タンク内面は防食塗装を施すこと、または耐腐食性材質とすること

(3) セルフローダー (クレーン付き)

- ①燃料 軽油
- ②車両寸法 全長 9,920 mm以内
全幅 2,500 mm以内

全高 3,500 mm以内

- ③車両総重量 14,000 kg未満
- ④最大積載量 8,000 kg未満
- ⑤標準装備
 - ・エアバッグ
 - ・エアコン
 - ・ラジオ (AM/FM)
 - ・パワーステアリング
 - ・パワーウィンド
 - ・左右アウトリガ付き
- ⑥オプション等 (2) ⑥と同様のオプション等を備えること
- ⑦荷台仕様
 - ・全長 6,000 mm以内
 - ・全幅 2,500 mm以内
 - ・地上高 1,100 mm以内
 - ・油圧式自動あゆみ板 (リアゲート兼用) を装備すること
 - ・左右あおりは高さ 200 mm (アルミ製) 程度とする
- ⑧クレーン仕様
 - ・2.93t 吊り 3 段ブームクレーン
 - ・ブーム・アウトリガ未格納警報装置を装備すること
 - ・クレーンは前方に格納されること
 - ・サイド PTO
 - ・ラジコン付き
 - ・荷重計 (1,000kg 程度測定可) を装備すること

7. 登録及び許可申請

- (1) 公道走行車両については、納入までに必要な車両登録手続き等を適切に行うこととし、係る経費については契約金額に含めること。
- (2) 本セルフローダーは、収穫機 (幅 2,000 mm、3,080 mm高さ) を積載して公道を走行することを前提としている。車両制限令の車両高さ制限 3.8m に対し積載物のはみ出す形態となるため、「特殊車両通行許可」の許可が必要となる。その際、ルート選定、通行条件 (先導車の必要性等) の確認、及び申請手続き一式を納入業者の責任と負担において行うこと。

8. 保守点検および故障対応

- (1) 県内にて保守点検が可能な機械とする。また、納入後、使用中に発生した故障や不具合に対し、迅速な修理対応できるよう、県内に営業所等を有し、的確に対応できる一級農業機械整備技能士を配置していること。

(2) 県内に地方運輸局長の認証を受けた認証工場を有していること。

9. 手続き書類・成果品の提出

(1) 受注者は、業務に着手する時は、次の書類を提出する。

- ①着手届
- ②工程表
- ③課税（免税）事業者届出書

(2) 次の提出図書を作成し提出しなければならない。

- ①機器等の維持管理に必要な図書（取扱説明書、機器リスト及びカタログ、緊急連絡先）
- ②1台につき全面、背面、側面、その他よりカラー写真（デジカメ可）を撮り編綴提出する。

10. その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、産業振興課と請負者により協議し決定する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は変更を必要とする場合は事前に産業振興課の指示又は承認を得なければならない。承認を得ないものについては、業者側が費用等を負担すること。質疑応答における補足事項は本仕様書の追補とすること。
- (3) 入札金額には納入に係る配送、設置、稼働テスト等の金額を含めること。また、使用開始時に必要な消耗品も含めること。
- (4) 納入する機械すべて新車であること。
- (5) 納入時に、操作方法及び保守点検に関する取扱説明（安全講習）を現場にて実施すること。
- (6) 納入された機械は、市の担当者による検査を行い、仕様書と相違ないことを確認した後に納入完了とする。